

岩美町耐震改修促進計画の概要

1. 計画の概要と背景

(1) 計画の目的

- ・震災における被害から町民の生命・財産を保護し、生活環境の保全に資するため、建築物の計画的な耐震化を促進することを目的とします。(当初計画は平成21年度より発効)

(2) 計画策定の背景

- ・国の地震防災戦略では、平成20年時点の耐震化率79%を平成27年までに90%、平成32年までに95%とする目標を掲げています。

これを受け県では、鳥取県耐震改修促進計画で当初定めていた耐震化率目標(住宅については86%、特定建築物については89%)を、平成32年度末までに住宅については89%、特定建築物については90%とする改正を行いました。

- ・平成7年12月の阪神・淡路大震災の被害を教訓に、建築物の耐震化を促進することを目的に制定された耐震改修促進法は、平成18年1月の改正により国民の努力義務、耐震改修促進計画の策定、建築物に関する指導の強化などを規定しました。その後南海トラフの巨大地震などの被害想定を踏まえ、建築物の耐震化を加速するため平成25年5月に大幅に改正されました。

(3) 建築物の耐震化の必要性

- ・阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者の9割が住宅の倒壊によるものでした。
- ・建築物の耐震基準は昭和56年6月1日に大きく改正(改正前を旧耐震基準、改正後を新耐震基準)されましたが、阪神・淡路大震災で倒壊した建築物の多く(約65%)が旧耐震基準であったため、新耐震基準への適合が重要視されるようになりました。

また平成28年に発生した熊本地震では、新耐震基準であっても接合部等の基準が明確化された平成12年6月1日より前に建築された住宅にも比較的多く被害が発生したことから、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造建築物は耐震性が不足している可能性があると考えられます。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定地震と想定被害

本計画では、本町において最も大きな地震被害が想定される、雨滝-釜戸断層地震を想定地震として設定します。本町における雨滝-釜戸断層地震の被害想定は、「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書(平成30年12月)」に次のとおり示されています。

【建物被害】 (単位:棟)

建物棟数	液状化による被害		揺れによる被害		急傾斜地崩壊		火災
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失
7,300	約70	約240	約210	約480	約70	約140	被害なし

【人的被害】 (単位:人)

滞留人口	建物倒壊		急傾斜地崩壊		火災	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
12,000	約 10	約 80	約 10	約 10	被害なし	被害なし

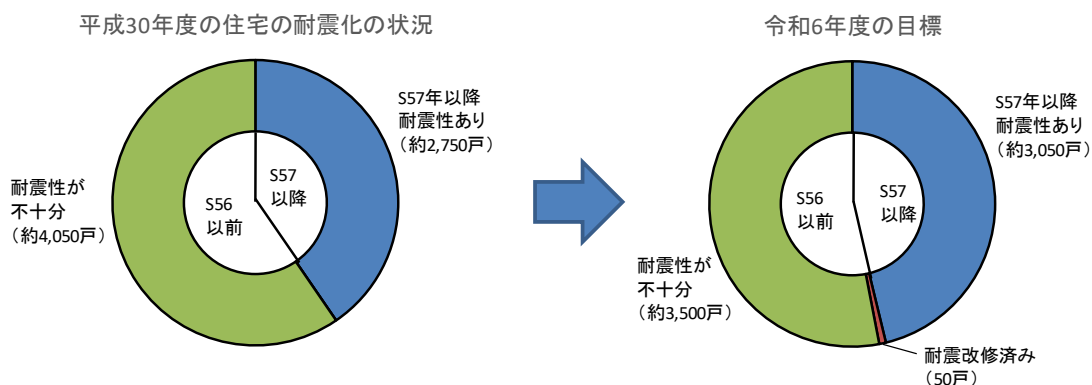
(2) 住宅の耐震化の現状と目標

① 現状 一般住宅の耐震化率 40.3% (S57年以降新耐震基準の建物率)

② 目標 (案)

住宅 計画期間中 (令和6年度末まで) に耐震改修・改築を行う住宅 50棟以上
(年間平均10棟以上)

目標を達成することにより、耐震性の不十分な住宅が約3,500戸、町内の一般住宅の耐震化率は約47%となります。



特定建築物 該当する施設の現状と課題を踏まえ、耐震化の実施について検討を行う。

当初計画で耐震化に取り組むこととしていた4施設のうち、下表のとおり2施設が建替も含め耐震化が完了し、1施設が解体となっています。

名称	用途	建築年次	耐震化	備考
岩美中学校	学校	H21	○	旧校舎(S33 築)をH21に建替済み。
岩美町民体育館	体育館	S54	○	H25に耐震改修工事完了。
旧小田小学校	集会場	S42	×	
旧日本庄小学校	集会場	S27、S36	-	H29に岩美ふれ愛センター建設のため解体。

残る旧小田小学校は施設老朽化が著しく、また修繕等の対策工事に係る費用が膨大で費用対効果が見込めないことから、耐震化を行うことが適当か、検討が必要と思われます。

(3) 町有建築物の耐震化の現状と目標

① 現状

耐震化率 74.2%

町有施設の耐震化率				()内は当初計画時	
種別	旧耐震	新耐震	計	耐震化率	
小学校・中学校	0 (1)	4 (3)	4 (4)	100.0%	(75.0%)
体育館	8 (8)	4 (4)	12 (12)	33.3%	(33.3%)
病院	0 (0)	1 (1)	1 (1)	100.0%	(100.0%)
集会場	2 (6)	23 (25)	25 (31)	92.0%	(80.6%)
賃貸住宅	31 (18)	77 (49)	108 (67)	71.3%	(73.1%)
事務所	1 (2)	7 (7)	8 (9)	87.5%	(77.8%)
保育所	0 (1)	3 (2)	3 (3)	100.0%	(66.7%)
公衆浴場	0 (0)	2 (2)	2 (2)	100.0%	(100.0%)
合計	42 (36)	121 (93)	163 (129)	74.2%	(72.1%)

② 目標と方針

町有施設全体 令和6年度末までに85% (平成30年度74.2%)

当初計画に引き続き、計画期間中において町有施設全体の耐震化率を85%とすることを目標とします。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 国・県と連携して行う耐震診断・耐震改修等への支援事業

・国県と連携しながら、所有者等が行う耐震診断、耐震改修等を支援する事業を実施します。

事業名 岩美町震災に強いまちづくり促進事業

【補助対象】

①平成12年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅であること

(耐震診断(無料)については昭和56年5月31日以前に建築された延べ床面積220㎡以下の一戸建ての住宅(2階建て以下)であること)

②建築基準法第9条第1項に基づく措置を命じられていないもの

③改修設計及び耐震改修は、耐震診断により耐震性が不足していると判定されたもの

④ブロック塀耐震対策の場合にあっては、次の(ア)から(エ)に揚げるもの全てを満たす除却及び(オ)を満たすフェンス等改修であること。

(ア)高さが0.6mを超えるもの

(イ)避難路沿い又は不特定の者が通行する道路に面したもの

(ウ)安全対策が必要と判断された危険性の高いもの

(エ)(イ)及び(ウ)部分の全てのブロック塀について除却を行うもの

(オ)(エ)と併せて行うもの

事業内容	補助率	事業費上限	備考
耐震診断 (無料)	国 1/2、県 1/4、町 1/4	88,000 円(設計図書あり) 113,300 円(設計図書なし)	所有者負担なし
耐震診断 (有料)	国 1/3、県 1/6、町 1/6	88,000 円(設計図書あり) 113,300 円(設計図書なし)	所有者は 1/3 負担
改修設計	国 1/3、県 1/6、町 1/6	240千円	所有者は 1/3 負担
耐震改修	国 1/3、県 1/6、町 1/6	1,500千円 ※昭和56年5月31日以前 に建築されたもの	所有者は 1/3 負担
	国 1/6、県 1/12、町 1/12	3,000千円 ※昭和56年6月1日から平 成12年5月31日までに建 築されたもの	所有者は 2/3 負担
耐震シェル ター設置	23パーセント又は 1 戸当たり 822 千円のいずれか低い額		
屋根瓦耐震 対策	国 1/6、県 1/12、町 1/12	900千円 ※平成 12 年6月1日以降に 建築又は耐震性のあるもの	所有者は 2/3 負担
ブロック塀除 却	国 1/3、県 1/6、町 1/6	(1)避難路沿いブロック塀 ○450千円 ○撤去するブロック塀の長さ ×18千円 上記のいずれか低い額 (2)不特定の者が通行する 道路に面したブロック塀 ○225千円 ○撤去するブロック塀の長さ ×18千円 上記のいずれか低い額	所有者は 1/3 負担

ブロック塀除却後の改修	国 1/6、県 1/12、町 1/12	(1)避難路沿いブロック塀 ○600千円 ○新設するフェンス・生垣等の長さ×25千円 上記のいずれか低い額 (2)不特定の者が通行する道路に面したブロック塀 ○300千円 ○新設するフェンス・生垣等の長さ×25千円 上記のいずれか低い額	所有者は 2/3 負担
-------------	---------------------	---	-------------

② 総合的な地震防災対策事業

- ・ 専門家に関する情報提供、防災教育の普及促進事業、防災に関する出前講座の開催などを実施します。

(2) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- ・ 町は、県及び建築関係団体と連携して耐震診断・改修のための相談窓口を開設し、情報提供等を行います。
- ・ 耐震診断・改修等の実績を有する専門家及び企業を紹介するため、無料相談窓口((財)鳥取県建築住宅検査センター)などの周知・活用を図ります。

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策

- ・ 地震時の総合的な安全対策として、次のような対応に取り組みます。
 - ① 火災に対する安全対策
 - ② 瓦、窓ガラスの落下防止対策
 - ③ アスベストの飛散防止対策
 - ④ エレベーターの閉じ込め防止対策
 - ⑤ 家具転倒防止対策

(4) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減策

- ・ がけ崩れ、擁壁の崩壊、コンクリートブロック塀の倒壊、津波による被害等に対しては、地域の自治会と町が、岩美町ハザードマップなどを用いて危険の予測される箇所を点検し、所有者等に安全確保を呼びかけることとします。

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

- ・ 緊急輸送道路沿道の建築物の状況を踏まえながら、県と協力して地震時の通行確保を図ります。

4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) とっとりWebマップの活用

- ・県内各地の最大震度や液状化等について公表している「とっとりWebマップ」の周知と活用促進を図ります。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

- ・県を通じて、耐震診断、耐震改修に係る工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度、税制の優遇措置について情報収集を図り、その結果について情報提供を実施します。

(3) パンフレットの配布、講習会の開催

- ・県で作成した耐震診断、耐震改修に関するパンフレットや、本計画の概要版を住民に配布し、理解促進を図ります。
- ・県及び建築関係団体と協力して不特定多数の者が利用する集客施設等で広域的な耐震診断、耐震改修の無料相談会を実施します。

(4) 自治会・町内会等との連携

- ・町は、自治会・町内会等と連携して本計画を地域住民へ周知し、耐震診断、耐震改修の促進を図ります。海辺の地区においては津波の発生への考慮、密集した集落部においては火災の延焼拡大の可能性等、地区ごとに懸念される被害等を想定しながら安全確保の呼びかけを行います。

5. 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

町は、耐震改修促進法第7条に基づく特定建築物への指導及び助言並びに指導等の権限を持つ、所管行政庁（本町においては鳥取県）と連携して、民間の特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

6. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関連団体との連携

- ・町は、耐震診断・改修を行う専門業者の所属する建築関係団体と協力して耐震化を促進します。

(2) 耐震診断、耐震改修の助成事業

- ・町は、リフォームにあわせた耐震改修が促進されるよう、建築物の所有者等や工事施工者を啓発し、情報提供を行います。

(3) 住宅性能表示制度の活用

- ・耐震性の高い住宅ストックの形成を進めるため、住宅性能表示制度の利用を促進します。